

基 発 0 9 3 0 第 1 号
平成 26 年 9 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正について

特別加入の申請等に対する承認等に関する手続については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）及び昭和 40 年 11 月 1 日付け基発第 1454 号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行について」等の関係通達により行ってきたところであるが、今般下記のとおり見直しを行ったので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 見直しの趣旨について

従来、特別加入の申請に対する所轄都道府県労働局長の承認は、当該申請の翌日から起算して 14 日の範囲内において申請者が加入を希望する日としてきたところである。今般、特別加入制度の利便性向上のため可能な措置を検討した結果、当該手続期間を 14 日間から 30 日間に拡大し、あわせて特別加入の変更及び脱退の手続期間並びに翌年度から給付基礎日額の変更を希望する者に係る前年度末の給付基礎日額変更期間についても、14 日間から 30 日間に見直し、特別加入申請様式等の改正を行うこととした。

2 特別加入申請様式等の改正について

特別加入申請様式等の改正については、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 386 号）（別添参照）が 9 月 30 日に公布され、10 月 1 日から適用されることとなったので留意すること。

3 関係通達の改正について

関係通達を別紙のとおり改正する。

4 施行日

本通達は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

関係通達の改正

- 1 昭和 40 年 11 月 1 日付け基発第 1454 号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行について」の改正
 - (1) 本文中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に、「14 日の範囲内」を「30 日の範囲内」に改める。
 - (2) 記の第 2 の 8 の (1) 中「告示様式第 34 号の 8」の次に「、告示様式第 34 号の 12」を加える。
 - (3) 記の第 2 の 11 中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。
 - (4) 別添 1 中「14 日以内」を「30 日以内」に改める。

- 2 昭和 52 年 3 月 30 日付け基発第 192 号「労働者災害補償保険等の一部を改正する法律の施行（第 4 次分）等について」の改正
 - (1) 本文中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に、「14 日の範囲内」を「30 日の範囲内」に改める。
 - (2) 記の 10 の (7) のロ中「(労働保険に関する事務の専決に関する訓令第 1 項)」を削る。
 - (3) 記の 10 の (8) のニ中「労働基準局歳入徴収官」を「労働局歳入徴収官」に改める。

- 3 平成元年 3 月 23 日付け基発第 135 号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」の改正
 - (1) 本文中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
 - (2) 別紙 (1) 中「14 日以内」を「30 日以内」に改める。
 - (3) 別紙 (3) 中「労働省」を「厚生労働省」に改める。

- 4 平成 3 年 4 月 12 日付け基発第 259 号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」の改正

本文中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に、「14 日の範囲内」を「30 日の範囲内」に、「告示様式第 34 号の 9」を「告示様式第 34 号の 8」に改める。

- 5 平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 233 号「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」の改正

本文中「14 日の範囲内」を「30 日の範囲内」に改める。

6 平成 23 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 6 号「特別加入者の承認及び変更に係る手続等の見直しについて」の改正

本文中「14 日以内」を「30 日以内」に改める。

7 平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 1 号「労災保険特別加入関係事務取扱手引について」の改正

(1) 本文中「14 日の範囲内」を「30 日の範囲内」に、「14 日以内」を「30 日以内」に、「3 月 18 日」を「3 月 2 日」に改める。

(2) 様式第 34 号の 7、様式第 34 号の 8、様式第 34 号の 10、様式第 34 号の 11 及び様式第 34 号の 12 並びに特様式第 1 号中「14 日以内」を「30 日以内」に改める。